

社会福祉法人幸充
「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月20日～令和7年3月19日までの4年11ヶ月

2. 内容

目標1：子育てと仕事の両立がしやすいよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組む

<対策>

- 妊娠中の女性職員及び妊娠中の配偶者を持つ職員に対し、当法人の規定規則とパンフレット等を示して以下の説明を行う
 - ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等
 - ・育児休業制度、子の看護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等

目標2：介護と仕事の両立がしやすいよう、介護休業の取得と復職時における支援に取り組む

<対策>

- 要介護状態の家族を持つ職員に対し、当法人の規定規則とパンフレット等を示して以下の説明を行う
 - ・介護休業取得に係る介護休業給付等
 - ・介護休業制度、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等

目標3：介護休業等及び育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職等の研修を行う。

<対策>

- 以下の内容について、年1回以上研修を行う
 - ・育児休業等に関するハラスメントの防止
 - ・円滑な職場復帰及び職場復帰支援
 - ・復職後の勤務
 - ・法令との関係